



ナピちゃん



ナポくん

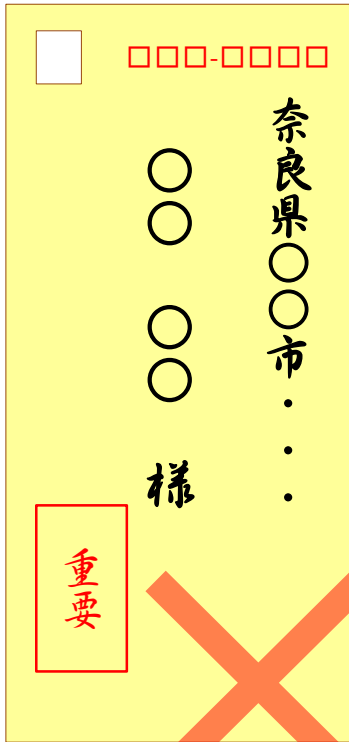
やまとの安全

架空請求 詐欺

封書が急増中！

6月中旬から、県内各地で架空請求の封書が届いたという相談が急増しています。

封書の中には「民事訴訟最終通達書」という紙が入っており、「裁判が開始される」「連絡がない場合は強制的に財産を差し押さえる」などと書かれていますが、これは架空請求詐欺の手口ですので、**絶対に連絡しないでください。**



「重要」に
騙されないで！



民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号 (〇) 〇〇〇

本通達は貴殿に対し契約中、若しくは債権譲渡のあった企業、又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通知し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日をもって貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、預貯金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致します。本件に関するお問い合わせは、訴訟取り下げセンターまでご連絡をお願いいたします。

封筒の中身 (見本)

訴訟取り下げ最終期日 令和元年 6月〇〇日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 受付時間 (日、祝日は除く)

平日 9:00 ~ 20:00/ 土曜日 11:00 ~ 17:00

〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番地〇号

お問い合わせ窓口に電話せず、
家族や警察に相談を！

特殊詐欺被害防止の合言葉

電話口 お金の話 それは詐欺

振り込め詐欺等の特殊詐欺は高齢者だけの問題ではありません。若い世代の方も、ご両親やご近所、お友達と声を掛け合って、注意を呼びかけてください。

令和元年 6月18日
奈良県警察本部課
生活安全企画課
(犯罪抑止対策室)